

軽石義則議員

(平成25年2月定例会)

一般質問

1 労働雇用対策と今後の取組みについて

(1) 平成24年度の雇用創出の現状と今後の取組みについて

軽石…本年1月31日現在、雇用創出においては新規雇用の目標等が約19,700人に対して、実績は新規雇用等14,297人…進捗率72.6%と公表されている。私は平成24年6月定例会の一般質問において、知事から、事業復興型雇用創出助成金の対象事業を拡大して活用を促進するとともに、職業訓練コースの充実や、きめ細かな生活・就業支援を行うなど、引き続き全力で取り組むとの答弁を得た。

その後の実績として平成23年度と24年度を比較しての成果と反省をどのように把握されているのか、加えて、そのことを踏まえ平成25年度の予算案に反映された基本的考え方と重点事業のポイントを含めて今後の取組みについてお示し願う。

【知事答弁】

産業振興施策の推進によるこれまでの雇用創出数は前年度を上回る実績と

ごあいさつ



日頃より私の議員活動ならびに政治活動に對しまして、特段のご高配を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、おかげさまで平成二十五年一度一般会計予算などを審議する定例会を無事に勤めることが出来ました。今回の定例会では、当選後一年半を前にして三度目の一般質問に登壇いたしました。復興に関連した課題や雇用問題、青少年の健全育成や福祉現場の課題などについて質疑を交わしました。その際には、多くの皆様に傍聴いただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。

また、予算特別委員会においては復興加速予算がしっかりと編成されていることを確認するため、「現場の声」をもとに質疑をさせていただきました。

政権が変わろうとも復興の歩みを止めることなく、さらに実感できる予算執行としていくため、今後とも国や市町村とこれまで以上の連携を図り、議員活動を進めてまいります。

つきましては、現場の立場から「初心を忘れずに」岩手の早期復興に向けて、さらに精進努力する所存であります。引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議会報告や座談会などのご希望があればご一報をお願いいたしますとともに、事務所のお近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。くわえて、みなさまからのご意見ご要望もお願い致します。

春とはいえ季節の変わり目、お身体ご自愛のうえご活躍されますことをご祈念し、ご報告とさせていただきます。

平成二十五年 四月 吉日

岩手県議会議員

軽石 義則 拝

【議会役職】

商工文教委員会・委員
 地域医療確保対策特別委員会・委員
 東日本大震災津波復興特別委員会・委員
 県政調査会・幹事
 岩手県競馬組合議会・議員
 岩手県議会情報公開審議会・会長

なっており、有効求人倍率など雇用状況は前年度に比べ着実に改善してきています。

一方で、長期・安定的な雇用の確保を目指す事業復興型雇用創出事業については、申請が増加しているものの進捗が遅れが見られること、水産加工業などにおいては人材確保が難しいことなどが課題となっています。

このため、25年度においては、緊急雇用創出事業は、被災地のニーズに的確に対応しつつ全体の規模を縮小し、長期・安定的な雇用の創出に向けては、事業復興型雇用創出事業の活用を促進していくこととしています。

さらに、人材確保のため、工場見学会や企業向けセミナーを開催するとともに、復旧・復興や成長が見込まれる産業分野に対応した職業訓練を拡充強化するなど、雇用対策を一層推進して参ります。

(2) 就業支援について

ア 総合就業支援拠点の設置の考え方等について

軽石：これまでの取組状況としては、各種事業の成果は雇用に結びついていいると思われるが、国・県・市町村の連携が図られず、ワンストップとしての県民サービスになり得ていない。平成24年3月23日付けで締結された総合就業支援拠点における岩手県と国による一体的業務実施に関する協定書に基づき、平成24年4月2日より事業開始されている事業がある。

内容については岩手県知事と岩手労働局長との間で、お互いの連携協力により就業支援拠点における業務の一体的な実施をする協定であり、拠点として盛岡市と奥州市となつて

就業支援の面だけで言えばこれまでと比較して前進した取組みではあるが、就業できない背景には家庭環境や経済事情など多くの課題を抱えている中で、市町村も含めた支援体制が理想的である。

特に、沿岸を中心とした被災地は厳しい雇用環境の中にあり、その現状は深刻なものである。このような状況からして沿岸・県北・内陸など被災地や厳しい環境下にある身近な地域を拠点とするべきであると考え、どのような経過で県内2か所の拠点とされたのか伺う。

加えて、寄り添った支援とするためにも拠点を拡大するか拠点を変更するなどについて、行政だけではなく地域の労使代表を交えた協議の場を設定するなど、今後の考えを伺う。

【商工労働観光部長答弁】

この拠点は、ハローワーク特区と同様に、ハローワークの地方移管を進める取組みとして、国と県の就業支援拠点における業務を、一体的に連携協力して実施しようとするものであります。盛岡市、奥州市においては、国と県が共同で就業支援を行ってきた実績があることから、そこで構築した連携体制のさらなる強化を図るためこの2か所に拠点を設置することとしたものです。

また、他の地域におきましても、ハローワークと県、市町村の福祉部門が連携しながら、生活・福祉から就労まで一体的な支援を行っているところであります。

総合就業支援拠点の拡大や変更については、当面現在の取組みを継続するなかで、労

使双方のご意見も聞きながら、成果と課題について検討して参ります。

イ ハローワーク特区について

軽石：全国東西2か所にモデル事業として埼玉県と佐賀県がハローワーク特区協定を締結している。この指定に際しては知事会において決定されたと聞いているが、岩手県としての考え方はどのように発言されたのか伺う。

今後、岩手県の復興を進める上で、現行の制度を超える特区とすることについて、国への要望を積極的に働きかけていく必要性があると考え、このことについての考え方を

【知事答弁】

県といたしましては、かねてよりハローワークの地方移管について賛成の意思表示をしていたところであります。

その後、これを全国的に進めるため、平成23年12月の地域主権戦略会議において、特区制度を活用し、試行的に東西1か所ずつで移管可能性を検証するハローワーク特区の設置の方針が了承されました。

この実施にあたっては、それまでの検討の経緯等を踏まえ埼玉県と佐賀県で行うこととした旨、全国知事会地方分権推進特別委員会から提案があり、本県としても、この提案について了承したものであります。

全国知事会では、今後、このハローワーク特区の検証結果をもとに、1都道府県1か所以上のハローワーク移管について国と協議を行うところとしており、県としても知事会と連携して検討を進めて参りたいと思います。

(3) 就業支援にかかわる非常勤職員並びに委託事業における雇用形態について

軽石：労働基準法によると、期間を定めた労働契約の契約期間の上限は、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは原則3年である。

県の就職支援に携わる専門的資格を有した雇用に関しては、その雇用実態は1年更新であり、賃金水準についてはどの業務についても同等に扱われている。

このことについては、一定の期間安定した労働環境においてこそ継続性がある就業支援となっていくと考えているが、現行の非常勤ならびに委託事業における雇用実態に関する状況について伺う。今後一定の期間、延長した契約とする考えがあるのかについてもお示し願う。

【商工労働観光部長答弁】

県では、今年度、就業支援を行う非常勤専門職員を39人任用しているところであり、その任用条件は、県の要領に基づき、任期12か月以内で、更新は可能としているところです。

就業支援員が積み重ねてきた知識、経験は貴重なものであり、そのため約半数は5年以上継続して任用しているところであり、今後同様の考え方で対応して参ります。

また、民間企業に委託している就業支援事業といたしましては、ジョブカフェいわての管理運営業務があり、キャリアアカウンセラーや管理業務を行う職員14人が従事をしております。

委託事業では、運営体制を含む企画提案の内容を審査し、その評価が最も高い者を受託

者としており、提案内容の審査を通じて、事業遂行に当たり必要な知識や経験を有するスタッフを確保しているところでございます。

2 震災復興対策について

(1) 避難所指定されている公立学校の防災施設整備率について

軽石：東日本大震災津波を経験した本県において、これらの対策についてはスピードを持って対応しなければならぬ優先課題と考える。現状を踏まえた上での対応経過について伺う。

また、最近余震が頻発しており、予想を超える自然災害がいつ発生するかもしれない。しかし、計画的に進めなければならぬ現実もあるが、今後の取組みについてお示し願う。

【教育長答弁】

県立学校におきましては、平成23年度に、移動可能な発電機を全ての県立学校に配備するなど電源の確保に努めたほか、特別支援学校にはLED（エルイーディ）投光器の配備も行なったところであります。

また、市町村立学校につきましては、多くの自治体において、避難所としての防災機能の在り方等の検討が行なわれております。

今後の具体的な取り組みといたしましては、県立高田高等学校におきまして、第二体育館に備蓄倉庫などを備えた防災対応施設を整備する計画といたしております。

また、大船渡市では、赤崎小学校ほか2校

におきまして、非常用発電設備や飲料水確保のための設備などを導入する計画であり、移転復旧を進めるその他の市町村立学校につきましても、防災機能の在り方を含め、防災施設の整備を検討しているところでございます。

今後におきましても、地域の実情等を踏まえ、市町村防災担当部局等と一層の連携を図りながら、避難所となる学校施設の防災機能の強化に取り組んで参ります。

(2) 沿岸被災地における労働力確保について

軽石：今後、復興事業が加速されていくことにより労働力確保の課題が浮き彫りになってくるものと考えている。営業を再開したくても従業員の確保が出来ないとの報道があった。加えて、復興事業現場に雇用されていることと既に仕事を求めて転出している人口が増加傾向にある。求人と求職が逆転し、人手不足の状況となっている。身近なところにおける職業訓練が大切であることはこれまでも指摘して来た。加えて、賃金水準についても課題になっている。

このような傾向をどのように受け止めているのか伺う。また、今後の対応策についてもお示し願う。

【商工労働観光部長答弁】

被災企業の再建や復興に向けた事業が進められている中であって、職種によっては労働力の確保が難しい状況が生じているところであり、事業主へのアンケートでも雇用確保を課題とする回答が多くあったことから、復興に取り組む企業の労働力確保が喫緊の課題

と認識しております。

このことから、水産加工業については、新しい工場やそこで活き活きと働く従業員の姿を収録したDVDを昨年12月に作成し、ジョブカフェやハローワークで放映するなど、求職者の就労意欲の喚起に努めているところがございます。

今後さらに、工場見学会や面接会の積み重ねなどにより、求職者に対し就職に向けた意識啓発を行うとともに、企業に対しては、求人条件の改善を働きかけるほか、労働環境の改善に向けた取組を支援し、企業と求職者とのマッチングの促進に努めてまいります。

また、職業訓練においては、車両系建設機械等の操作資格を取得する特別訓練を沿岸部に加え内陸部にも拡大して実施するほか、宅地建物取引主任者の資格取得を目指す訓練の実施などにより、復旧・復興に対応する業種に関する人材の育成を図り、被災地における労働力の確保に努めてまいります。

(3) 復興事業に関連した公務災害の発生状況と対策について

軽石：復興事業に対する全国からの業務応援については、これまで大きな成果を作ってきたと聞いています。

慣れない土地での過酷な労働条件の中、つらい思いを持ったまま自ら命を絶った2名の方がいることを忘れてはならない。心からご冥福をお祈りいたします。岩手県における公務災害の発生状況と審査請求の実態はどのような状況であるのか伺う。

何にもまして優先されるべきは安全と健康であると考えているが、岩手県における応援

者や任期付き職員などを含めての安全衛生対策について、これまでの取り組み状況と課題や今後の対応について伺う。

【総務部長答弁】

本県で東日本大震災に関する公務災害として認定済みの事案は、現在、津波による死亡126件、応急復旧時における釘踏み等による負傷9件、計135件となっております。このほかに災害発生時の心的外傷後ストレスなどにより、6件の精神疾患事案の認定請求がなされており、うち1件は公務外として認定判断を行ったが、審査請求は出されておられません。残り5件は、認定の可否について調査中という状況でございます。

次に安全衛生対策であります。県では、長時間労働による疲労蓄積が認められる職員に対する産業医による保健指導や、定期健康診断結果に基づく健康指導の強化など、様々な対策をきめ細かく講じてきております。

このうち、メンタルヘルス対策にありましては、派遣職員を含めた全職員を対象としたストレスチェック、高ストレスや抑うつ状態にあると認められる職員に対する精神科医による個別相談、管理監督者を対象としたます研修会の開催など、専門家の支援を得て発災直後から、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

また、メンタルヘルス対策関連情報の提供や、県事業への被災市町村職員の参加など、被災市町村における安全衛生対策を推進するための対策も講じております。

このように、発災当初から体系的かつ継続的に職員の安全衛生対策に取り組んでおりま

すが、復興業務は長期間にわたり、長時間労働や複雑で困難な業務による疲労の蓄積や高ストレスなどにより、職員の疾病の発生やその増加が懸念されます。

このため、復旧・復興の進捗や職員のおかれた状況に応じて、対策を強化し、工夫を凝らしていく必要があると認識しております。

引き続き、これまでの対策を着実に実施していくことに加え、地方公務員災害補償基金の支援事業を活用しまして、メンタルヘルス相談体制を充実するほか、自殺予防対策研修会を開催するなど、新たな対策にも取り組んでいく考えであります。

3 地域におけるリーダーの育成について

軽石：私は30年前、第3回岩手県青年の船に参加した経験がある。それらの事業は時代の趨勢とともに終了し現在に至っている。

知事は、本定例会の知事演説の中で、「大震災津波の経験を経て、県民の防災意識はかつてないほど高まっておりますが、こうした震災体験を風化せず、今後の行動につなげていくため、地域に根差した防災文化を醸成し、継承していく人材育成に取り組みます。」と述べた。復興事業を早期に進めなければならぬ時ではあるが、本県は優しい海の豊かな恵みに育まれ、恐ろしい海から試練を与えられている。今こそ、「いわて希望塾」は次世代を担う青少年に希望を託す事業として海原に漕ぎ出していくことも必要であると考える。このことに対する知事の所見を伺う。



答弁する達増知事

【知事答弁】

県では、昭和55年度から岩手青年の船や少年の船のほか、航空機を利用した交流体験セミナーなど、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえながら、岩手の将来を担う人材の育成に努めてまいりました。

平成20年度からは、心豊かで意欲に満ちた人材を育成するため、中学生等を対象として、いわて希望塾を開催しています。

希望塾では2泊3日の日程の中で、知事が塾長として講話や参加者との対話を行うほか、ワークシヨップ等を開催しており、特に、昨年度と今年度は「震災からの復興」をテーマに実施したところ、「郷土理解が深まった」、「震災復興に貢献したい」といった声が多く寄せられるなど、地域づくりへの参加意欲が

高まったものと考えております。今後とも時代の要請に合った事業を工夫しながら、人材育成に努めてまいります。

4 スポーツ振興と国体開催について

(1) スポーツ振興とその現場に対する支援について

軽石：日本のプロ野球に入団した大谷選手は連日報道を賑やかに飾り、県民に希望の光を感じさせてくれている。それを支えてきた幼少期からの環境も大切であると考えている。スポーツ振興は選手強化だけではなく、サポート体制の充実も必要と考えるが、このよう努力に報いる制度はどのようになっているのか伺う。また、各種スポーツ団体が抱えている課題をどのように把握し、その解決に向けてどう対応しているかについても伺う。

【教育長答弁】

スポーツの振興、特に、競技スポーツのレベルアップには、スポーツ少年団を含めた幼少期の地域における環境や心身両面の基礎を固める指導者の存在が、重要であります。

このため県は、指導者研修会等を実施しているほか、来年度からは、スポーツ健康科学サポート推進事業のなかでも指導者の指導力向上や育成を図る研修会を実施する予定であります。さらに、国民体育大会等の監督にあたる指導者については、強化事業や大会への派遣旅費等を支援しているところであります。

す。

さらに、県レベルのスポーツ活動の指導者として顕著な功労があった者、また他の団体の模範となる地域のスポーツ団体に對し、「岩手県教育表彰制度」により、表彰を行っております。

各種スポーツ団体が抱える課題についてですが、県体育協会が様々な機会をとらえて把握に努めておりますので、県といたしましても、県体育協会を通じて、その課題解決の一助となるよう支援してまいりたいと考えております。

さらに、希望郷いわて国体に向けた選手強化につきましては、各競技団体とのヒアリングを直接実施しており、強化に係る課題を把握し、その解決に向けた事業を実施しているところであります。

(2) 国体及び全国障害者スポーツ大会の開催について

軽石：両大会の開催に向けては、一体的な準備が出来る局体制を設置したことにより、対外的にも業務推進においてもかなりの効果が期待できると考えている。これまでの前例にとられない協働を基本としていくことは異論ないが、スポーツ関係者や福祉団体などに偏ることなく、白澤みさきさんのように本県出身で復興のために尽力をいたしている皆の力を借りていくことも大切なことである。これらを踏まえ、いよいよ3年後に迫ったが、これまでの進捗状況と取組みにおける課題、並びに今後の対策におけるポイントについて伺う。

【政策地域部長答弁】

国体につきましては、昨年7月に開催の内定を受け、広報関係では、愛称・スローガンやマスケットキャラクターの決定等を行うとともに、施設整備関係では、施設整備計画に基づく市町村への整備費補助や宿泊施設の実態調査等を行って参りました。

全国障害者スポーツ大会については、昨年6月に、準備委員会を立ち上げ、競技運営主管団体を決定するなどの取組を行ってきており、加えて、両大会の募金を昨年10月から開始して参りました。

また、現時点での課題等については、大きく2点挙げられます。一点目は、国体の一層の機運醸成を図るため、イメージソングやダンスの制定、これらを普及するキャラバン隊の結成、キャラクターなどのツールを用いた広報活動の展開を図ることとしており、更には、本年10月に両大会の開催を広く県民の皆さんに知って頂くため、「開催決定イベント」を予定しております。

二点目は、開催に要する財源の確保・経費節減のため、幅広く募金・企業協賛の推進を図るとともに、引き続き日体協に施設基準の緩和や更なる支援を要望して参ります。

今後とも、スポーツ関係者や福祉団体のみならず、県民の皆さんや企業、団体などが、それぞれの役割を主体的に果たしていただき、「県民の総力を結集して、夢と感動を与え、復興のシンボルとなる国体及び大会」を目指して、両大会の連携を図りながら準備を進めて参ります。

(3) 2019ラグビーワールドカップ招致に

ついて

軽石

：2019年の日本での開催にあたり、復興の証としての釜石招致を、これまで機会あるたびに県の取組みについてもお願いや要請をして来たが、いよいよ国内における開催候補地を選考する時期が近付いて来た。これまでもにおける県の取組経過と今後の対応について伺う。また、課題があるとすればどのようなことなのか、解決し結果を出すためには何をすればよいのかお示し願う。

【教育長答弁】

ラグビーワールドカップ2019組織委員会は、昨年10月に競技会場に係るワークシヨップを実施し、釜石市を含め、招致を目指す約40の都市の参加があったところです。競技開催の招致に関しましては、招致を目指す各都市が主体的に取り組むものですが、県といたしましても、釜石市と連携し、これまで、組織委員会の動向などの情報把握に努めているところであります。

今後の対応についてであります。現在、組織委員会から示されている試合開催会場選定方針は、例えば「日本に豊かなフットボール文化を醸成できるスタジアムや施設の整備」や「開催地のスポーツ文化をさらに普及・発展させ、盛り上げる。」などといった、抽象的な方針にとどまっております。未だ、開催に向けての具体的な課題が明らかになっていないとは言えない状況となっております。そのため、本年5月に組織委員会から示される見込みとなつている、具体的な試合開催会場に関するガイドライン等を注視しているところであります。

今後、こうしたガイドライン等を踏まえながら、釜石市とともに招致に向けた具体的な課題等の把握につとめていくことが必要と考えております。

5 エネルギー対策について

(1) 貸与された電気自動車（EV）等の活用と成果等について

軽石：最近では、海外における治安の悪さや円安などによりガソリン価格が高騰している。くわえて、地球温暖化防止の観点から最近あまり聞かえなくなつてきている。そこで今、注目されているのがプラグイン・ハイブリットを含む電気自動車の普及である。電気自動車を普及させるためには、電池の性能向上・価格低下に加え、充電インフラ整備が重要である。「CHAdeMO（チャデモ）」協議会が推奨している最適な急速充電方式（CHAdeMOプロトコル）では、すべての電気自動車が急速充電できることにより、エネルギーの効率的な利用と合理的なインフラ投資に大きな貢献もされている。また、本協議会は東日本大震災津波発災後に、様々な課題が生じる中、被災地にてガソリン供給が滞つた際、交通手段の確保としてEVを活用頂くべく、支援活動を実施している。

本県には、本協議会の会員企業からEV23台貸与と大船渡合同庁舎に急速充電器1台を貸与する活動をされている。このことに対してどのように受け止め活用したのか、成果

と課題はどのように把握されているのか、そのほかにこのような申し出は無かったのか伺う。

【環境生活部長】

発災当時、燃料不足に加え、沿岸地域では給油所そのものが流失した中であって、ご提供いただいた電気自動車は、主に沿岸被災地において、避難所の見回りや救援物資の配送、市町村との連絡調整など、震災からの復旧・復興に大いに威力を発揮したところであり、感謝しております。

一方、走行距離が短いということから充電インフラが整備されない中であって、行動範囲が限定されるという課題もありました。

また、大船渡地区合同庁舎に設置した急速充電器は、短時間充電に威力を発揮しましたが、沿岸地域での設置が1か所であったため、電気自動車の遠距離活用を支援するという点では、十分ではなかった面もあったと考えております。

なお、電気自動車の提供は、チャデモ協議会の会員企業以外には無かったものと承知しております。

(2) EV及び急速充電器の普及への取組みについて

軽石：現状においては、災害時のガソリン確保対策も当然必要ではあるが、災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築の中に非常用電源としての電気自動車の普及を考えるべきである。特に、行政庁舎を含めて公共施設や避難指定を受けている施設において、EVの配備と急速充電器の設置は復興事業においても必要不可欠であると考え

る。このことを踏まえたうえで今後の対応についてお示し願う。

【環境生活部長】

電気自動車の普及には、まずは充電インフラの整備が不可欠であると考えており、国の今年度補正予算に盛り込まれている次世代自動車充電インフラ整備促進事業を活用して、今後、県において全県を対象とした整備計画を策定し、充電インフラ整備が進むよう、検討して参ります。

また、電気自動車は、再生可能エネルギーと組み合わせることにより、環境にも優しく、防災拠点などの非常用電源としての活用も可能であることから、今後、充電インフラの整備と併せて、その普及が進むよう努めて参ります。

6 医療福祉対策について

(1) 障がい者等に係る権利侵害の実態把握等について

軽石：高齢化と少子化の急激な進展により複雑化している社会となり、現場ではこれまで想定していない事件や事故などが発生している。私のところに相談に来た一例として、親が認知症で子どもが精神疾患というケースであり、病状が安定している時には通常の生活を営んでいる子供が、家計を含めて管理できている状態から、病状が急激に悪化し入院した後の問題である。

このような事例はほんの一部であり、隠れたものや本人が諦めているものも多くあると予想される。

本人が解決できる状況にないことから、県として実態を調査し改善に取り組んでいかなければならないと考える。このことについて具体的に取り組んでいる事例があればお示し願う。

【保健福祉部長答弁】

認知症高齢者や精神・知的障がい者などの生活課題の把握・改善につきましては、市町村において、地域包括支援センターや障がい福祉の担当課、障がい者相談支援事業所等が、ニーズの把握や相談支援に当たり、岩手県認知症疾患医療センター等の医療機関や岩手県福祉総合相談センター等の支援機関を紹介するなどして、適切な福祉サービス等の利用につなげているところであります。

また、こうした方々が地域で自立した生活を送れるよう、県では、判断能力が低下している方々に対し、社会福祉協議会が行う日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助の取組である日常生活自立支援事業を支援するとともに、判断能力を欠くなど重篤な状態にある方々が利用する国の成年後見制度について、その周知や後見人の担い手の育成、法人後見団体の立上げの支援を目的とする研修会の開催等を行っているところであります。

なお、個別のケースの課題等については、市町村において、それぞれの相談機関が対応しているが、個々の機関のみでは改善が困難な課題等については、岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議や地域包括支援センター連



予算特別委員会にての質問

絡会議などを開催し、市町村や権利擁護関係団体等と情報共有するなど、その解決に向けた取組を支援しているところであります。

(2) 障がい者等の権利を擁護するための受け皿等について

軽石：また、現場の課題を吸い上げるシステムは確立しているとのことだが、その運用が第一線現場と連携していないように思われる。実態についてどのように把握し、課題としてあるものは何か、対策としての取組みについて伺う。また、被災地においてはどのような現状であると把握されているのかについてもお示し願う。

【保健福祉部長答弁】

現在の相談支援のネットワークの中で把握されている課題としては、例えば成年後見については、制度が県民に十分浸透していないこと、担い手が不足しており、今後の認知症高齢者等の増加を考えると、法人後見団体や

市民後見人の養成が急がれること、また、市町村長申し立てや、制度の利用経費の助成など、市町村による取組が低調であること、などが挙げられております。

また、沿岸被災地におきましては、例えば、日常生活自立支援事業の利用者数は、被災前後でその割合に大きな変化は認められませんが、被災により支援体制が脆弱化していることも懸念されますことから、引き続き、きめ細やかな状況把握が必要であると考えております。

こうしたことから、事業の実施主体である市町村や社会福祉協議会等と十分連携しながら、被災地はもとより全県的に、権利擁護に係る制度の周知や、成年後見の担い手の育成を図るとともに、制度的な課題については国に対して改善を働きかけて参りたいと考えております。

7 県有財産の活用について

(1) 未利用資産の有効活用について

軽石：昨年10月24日現在の調べで、平成23年度における未利用資産の全体件数は103件で維持管理費が伴うものは26件、維持管理経費が2,203万5千円となっている。経費には算入されていないが、職員による草刈りなどを含めるとさらに経費がかさんでいると思われる。全体の中に、条件整備を伴うものや現状のままでの売却対象資産で維持管理費が伴うものは16件で維持管

理経費が1,680万1千円である。このまま毎年積み上げていけば経費として生産性のない大きな負担になっていく。しかし、有効に活用することが出来ればその価値は高く、経費削減だけのために売却するのではなく、地域の皆様が求めている活用出来る限りの対応をすることが行政サービスではないかと考えている。

復興事業を含めて現段階において、地域住民からの要請を受けているものがあればお示しを願い、その対応について伺う。

【総務部長答弁】

売却対象の未利用資産のうち、現在、地域住民や市町村等に貸し付けているものは13件ありますが、このほかに市町村から新たに活用要請を受けているものが3件ございます。

その要請内容でございますが、釜石市から旧釜石警察署敷地を企業誘致用地として、一関市から旧一関高等看護学院敷地を一関保健センター及び保育所用地の一部として活用というものが二件目、三、大船渡市から旧南部栽培漁業センター公舎敷地の一部を防災集団移転促進事業用地の一部としての要請が三件目、それぞれ活用したいというものであります。

釜石市の事案につきましては、財産処分に関する議決議案を提案しており、残りの2件につきましても、両市に対する譲渡に向けて調整を進めているところでございます。

なお、市町村ということではなく、地域の方々からということでありまして、現在、県に対して具体的な活用要請は寄せられておりません。

(2) 旧ポニースクール岩手の活用について

軽石：行政目的を終えた施設をNPO法人が借り受けて大切に有効活用している事例として、旧ポニースクールいわての活用がある。その経過を見ると、庁内横断的検討を重ねた結果、2014年度末に貸し付けをやめ、廃止の方向を固めた上で、滝沢村に取得を打診したが、財政上の理由から困難であるものの、関係自治体と協議する、との意向が示されていた。平成25年2月19日に盛岡市長、矢巾町長、滝沢村長連名で、知事に対して活動拠点として引き続き提供を求める要望書を提出している。

先般NHKBSで放送された「アテルイ」においても馬の重要性を表現しており、馬産県としての伝統ある歴史を踏まえた上で、引き続き県有施設として整備し、観光資源として復興の推進と馬事文化の風化をさせない事業としていくことが大切であると考えている。

大震災津波を経て、無くしてはいけない価値あることとしていくべきと考えるが、知事はどのように受け止め対応しようとしているのか伺う。

【知事答弁】

平成15年度末に閉鎖し、平成20年度からは未利用資産の有効活用の観点から、公益的活用を前提として、公募により貸付けを行ってきたところであります。

しかしながら、施設の老朽化が徐々に進んできており、厩舎など主要な建物が平成26年

度末に法定耐用年数に達するところでありま

す。
一方で、施設存続に関する要望もいただいていますことから、今後の施設のあり方については、庁内はもとより、関係方面からの意見も聞きながら、検討していきたいと考えております。

《再質問》

1 労働雇用対策と今後の取組みについて

(1) 平成25年度の雇用創出の見込み数と特徴的な事業について

軽石：平成24年度の雇用創出においては新規雇用の目標等が約19,700人だったが、平成25年度の見込みは新規雇用約13,600人と公表されている。なぜ約6,000人も減らしたものになったのか具体的にお示しを願う。

また、雇用関係予算において、平成25年度と平成24年度を比較し、大きく減額した事業又は増額した事業の特徴的な内容について具体的にお示し願う。

【商工労働観光部長答弁】

減少の主な内訳ですが、緊急雇用創出事業で4,300人、事業復興型雇用創出事業で1,600人、それぞれ減となっているものでございます。

この理由といたしましては、緊急雇用創出

事業は、民間企業の求人が活発で一部求人難の状況も見られることと、長期・安定雇用に対する求職者のニーズから、短期・臨時的な雇用創出はその規模を縮小し、長期・安定的な雇用の確保に重点的に取り組むこととしたものでございます。

事業復興型雇用創出事業では、今年度の雇用創出目標10,000人に対し実績は約5,300人となる見込みであります。年度後半は申請が増加してきておりますことから、引き続きその活用を促進することとし、来年度におきましては今年度見込みを上回る8,400人と目標設定したところでございます。

また、雇用関係予算の増減についてでありますけれども、先ほどの雇用創出目標数との対応のため、便宜、24年度6月現計予算との比較でお答えを申し上げます。

増減の主なものは、緊急雇用創出事業が、県事業と市町村補助の総額で106億3千万円の減、事業復興型雇用創出事業費は、25年度新規認定分に24年度認定分の継続助成が加わり15億8千万円の増となっております。

25年度予算の考え方といたしましては、雇用創出目標の設定と同様に、臨時的雇用創出の規模縮小と長期・安定的な雇用の創出に重点的に取り組むこととしたものでございます。

(2) ハローワーク地方移管に係る意見の取り

まとめ及び自立支援、就業支援事業の一体的

運営について

軽石…本県として現場の状況を把握した上で、意見を取りまとめいくことが大切であると考える。その取りまとめに当たっては、現場の労使代表や国・県・市町村と公益側を含めた構成による協議会など設置した上で対応するべきと考えるが、このことに関しての考えを伺う。

また、最近話題になっていいる孤立無業者の就業を含めた自立支援などの事業を「もりおか・いわて若者サポートステーション」に委託している。若者を中心に自立支援から就業支援をし、就職に結び付ける事業であれば一体的に事業運営した方が効率的と考えるが、「ジョブカフェいわて事業」の役割をどのように整理しているのか、伺う。

【商工労働観光部長答弁】

本県における一体的業務実施の成果と課題の検証にあたりましては、様々な機会を利用いたしまして、労使代表や関係機関からご意見を聞きながら、地方移管に向けた国と全国知事会の協議に対応をして参りたいと考えております。

また、自立支援、就業支援事業の一体的運営についてであります。ジョブカフェいわては、自ら就職活動を行う概ね35歳未満の若年者を対象に、カウンセリングから面接会の実施まで、実践的な就職支援を行っております。一方、若者サポートステーションは、社会的自立支援を主として支援を行っております。

それぞれの専門性を活かしながら、相談

者のニーズにあった支援を行っておりますので、相互に情報交換や相談者の状況に併せて施設間の誘導を行うなど連携を図っているところであります。

2 復興後の岩手を担うリーダーの育成について

軽石…志あるものが、共通する目的に向かい、一定の期間色々な体験をしながら共同生活することにより、お互いの絆が強固になり、郷土愛がさらに広がっていくことを実感している。岩手県として、復興後の岩手を担うリーダーを育成することはとても重要と考える。このことも含めて、船を活用しての青少年に希望を託す事業として実現することについて、知事の所見を伺う。

【知事答弁】

これまでも、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえながら、実施をしまいいりました。

青少年や女性などを対象とした洋上研修事業につきましては、①研修期間が長期にわたり、参加団員の負担が大きいこと、②海外旅行の一般化等により、海外渡航の意味が希薄になったことなどの理由により終了したものでございます。

このため、少年を対象とした人材育成事業については、平成15年度からは空路を活

用した研修事業として、そして、平成20年度からは県内において、いわて希望塾として実施してきたものであります。

復興後の岩手を担うリーダーを育成するため、今後どのような方法、内容が望ましいかということにつきましては、御提案の趣旨やこれまでの経緯及び成果、更には「トモダチ構想」など、復興関係で寄せられている様々な支援との連携なども踏まえながら、多面的に検討してまいります。

3 自動車産業の振興も踏まえたEVの普及とインフラの整備について

軽石…次世代自動車としての電気自動車は、新たなビジネスチャンスにつながる可能性が期待できることを知った。今後進める「岩手県自動車関連産業振興アクションプラン」にもつなげていくべきであると考え。このことを踏まえ、EVの普及とインフラ整備についても同時に進める必要性をどのように考えているのか伺う。

【環境生活部長答弁】

電気自動車の普及とインフラの整備については、これは同時に進めていくという事が重要であると考えております。特に課題となっているのは、充電インフラの整備ということになります。

これについては、今般、国の「次世代自動

車充電インフラ整備促進事業」が創設されましたので、これの活用を進めていきたいと考えております。全国枠で、1,005億円を基金化し、来年度の25年度と26年度の両年度にわたり一気に整備を進めるという事業内容であると聞いており、特に県の計画に基づいて設置される充電器に対しましては、3分の2の支援措置が講じられるものと聞いております。

3月上旬にも、本事業の内容についての説明会が開催される事になっておりますことから、その説明会を踏まえて、今後、鋭意検討を進めていきたいと考えております。

4 社会福祉分野における権利擁護の体制について

軽石：県内にある市町村・地域包括支援センターでは毎年多くの相談件数に対応している。複雑化した課題の多い中で、包括支援センターは設置個所や構成人員等において現在の体制で充分機能しているのか伺う。そこに過大な負荷がかかっているために、権利擁護を含めた福祉サービスが浸透できていないとすれば、実態を明らかにしたうえで早急に対応する必要がある。県高齢者総合支援センターの支援体制も含めて現状と課題について伺う。

【生活福祉部長答弁】

県内の地域包括支援センターは平成25年1月現在で54か所となっており、その運営形態は、市町村直営が30か所、社会福祉法人や市町村社協への委託が24か所となっております。

センターに置くべき専門職員の充足率は保健師が92.5%、社会福祉士が72.5%、主任介護支援専門員が65.9%となっており、専門職種の配置が全て満たされているセンターは14か所に留まっております。昨年9月に厚生労働省が行った「地域包括支援センター運営状況調査」の結果では、「業務量に対する職員数の不足」や「業務量が過大」「専門職種の確保」が、センターが抱える課題として挙げられております。

県では、市町村に対し、必要な職員の配置・充足について、会議等の場で働きかけておりますほか、平成21年度から岩手県高齢者総合支援センターを「いきいき岩手支援財団」に委託・設置し、権利擁護に関する研修を開催するなど、その支援を行っているところでありますが、全ての市町村で早急に地域包括ケアシステムが構築されるよう、その中核となる地域包括支援センターの運営状況について、更に詳細を調査し、課題を把握した上で、機能充実に向けた支援に努めて参ります。

5 県有財産の管理運営等について

(1) 未利用資産の活用について

軽石：地域の皆様が求めている活用のためには、関係市町村との十分な連携も必要である。そのためには、県と関係市町村そして地域代表との協議の場を持つことも必要ではないかと考える。既に活用について意思表示している現状について、具体的にお示しを願ひ、その対応について伺う。

【総務部長答弁】

県が公用又は公共用として利用する予定のない未利用資産については、地域振興の観点から地元市町村における有効活用を最優先することとし、情報提供や意向確認を実施しているところでございます。

個別の財産の特質や経過を踏まえる必要はありますが、地域においてどう活用すべきかに関しては、地元市町村と地域住民が十分議論した上で、方向性を見出し出していくべきものと考えており、旧県立盛岡短期大学跡地についても、同様と考えております。

こうした段階で、現在の所有者、最終的には資産の提供者になる可能性があるとはいえ、県が直接乗り出して行くことにつきましては、むしろ当事者間の調整協議を難

しくしかねない面もあるかと考えており、情報収集ということでお話しをお聞きするということはあってもよろしいですが、協議という同等の立場で臨むということにつきましてはは慎重にならざるを得ないと考えております。

② 旧ポニースクール岩手の活用について

軽石：旧ポニースクール岩手の活用については、中核市である盛岡市と発展著しい矢巾町、そして来年から市政施行される滝沢村が連名により要望する意義を踏まえた対応をするべきと考えるが、更に踏み込んだ考えを伺う。

【知事答弁】

3市町村からは、馬事文化の継承、馬産振興そして観光振興の観点から、施設存続の御要望をいただいております。この要望の趣旨も踏まえながら、関係方面からの意見を伺い、どのような活用方法があるのか引き続き検討していきたいと思っております。

《再々質問》

労働契約法について

軽石：県の非常勤職員並びに委託事業によ

る雇用形態について、職員は、労働契約法に適用にならない、委託事業については、その委託先会社が責任をもってするようにとお聞きしたのですが、その受け止めで良いか。

【商工労働観光部長】

県については、先程も答弁申し上げましたとおり、地方公務員法等各法令に基づく対応ということになりますし、委託事業におきましては、改正労働契約法の法律の趣旨、内容、十分ご理解をいただいた上で、適正な雇用を判断されるものというような形になると考えております。その周知・指導に対応していただくという方針でございます。

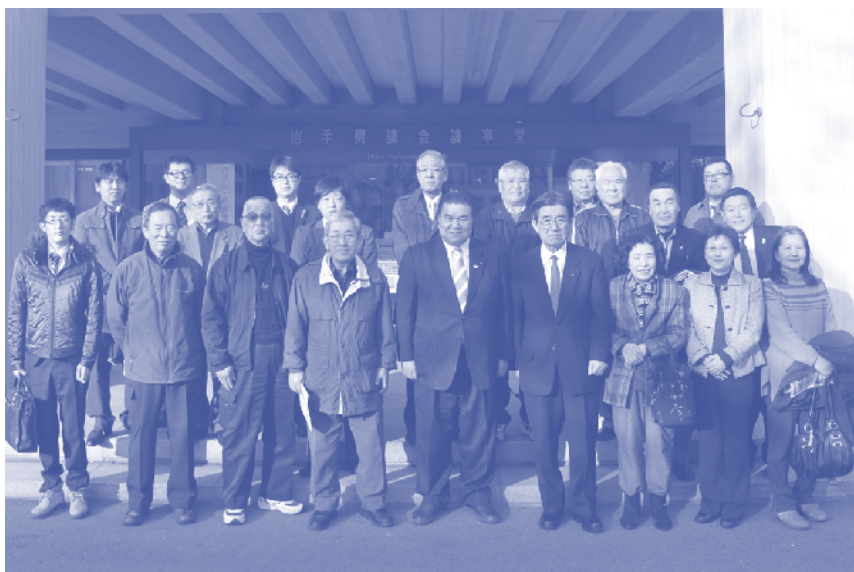
【軽石】

同じ仕事をしている立場であって雇用形態が違うだけで、身分が不安定になるというのは、県の事業としては適切なものにはなっていないのではないかと思います。すし、民間の普通の皆さんに対しても、なかなかそれがしめしにならない気がするわけです。それらに与える影響というものに対して、今の段階でお考えがあればお示しを願いたい。

【商工労働観光部長】

非常勤職員という形、あるいは委託事業

の関係については、その法律の趣旨に則って運用していくということになりますので、そういう具体的な個別課題については、事案等にも勘案をしながら、具体的に対応して参りたいと考えております。



一般質問後議事堂前にて

【事務所】
住 所／0200-0885 盛岡市紺屋町7-6
電話番号／(019) 624-6116
（ご相談・ご要望・県政報告・お茶飲み会など、気軽にご連絡ください。）

岩手県議会議員 軽石よしのり 活動写真集

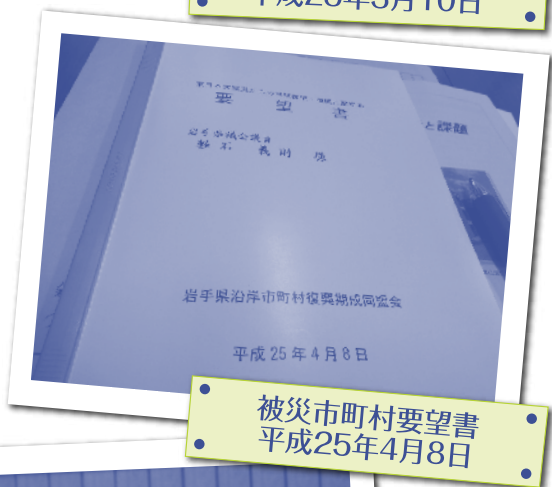
これまで支えていただき感謝申し上げます。これからもよろしくご指導お願いいたします。



● 商工文教委員会調査(県立博物館)
平成25年1月22日 ●



● 梁川道路開通式
平成25年3月10日 ●



● 被災市町村要望書
平成25年4月8日 ●



● 決算特別委員会
24年10月16日 ●



● 地域医療確保
特別委員会(県外調査)
平成25年2月6～7日 ●

郵便はがき

020-0885

切手
貼付

軽石よしのり
行

岩手県議会議員

(受取人)
盛岡市紺屋町七-六

恐縮ですが
事務所にお持ちになるか切手を貼ってお出し下さい。
またはFAX (019-622-6537) でお送り下さい。



釜石市災害復興住宅調査
平成25年4月8日



ハローワーク浦和調査
平成25年2月7日



商工文教委員会調査
24年9月13日



商工文教委員会調査(県立博物館)
25年1月22日



釜石市片岸地区調査
平成25年4月8日



商工文教委員会質問
平成25年3月5日



商工文教委員会調査
24年9月13日

これからも初心を忘れずに 現場の声を
しっかり受けとめて実行してまいります!!
今後ともよろしくお願い申し上げます。

キリトリ線

ご意見、ご要望などありましたらお聞かせ下さい。

●ご意見●

●ご要望●

〒
ご住所

お名前

TEL

E-mail